

松阪市産業支援センターからのお知らせ（令和7年4月2日）

松阪市産業支援センターです。

令和7年度に入り、松阪市で新しく募集を開始しました補助金情報等を中心にお送りいたします。

今後も、国・県、関係機関等のホームページに掲載されています新しい情報をお送りさせていただきますので、ご参考にしていただければ幸いです。

今後とも、松阪市産業支援センターをよろしくお願いいたします。

1.店舗改装を応援します。改装に要する費用の一部を補助します

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpkaiso-hozyokin.html>

2.中小企業伴走型ハンズオン支援補助金の募集が始まりました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/7hanzon.html>

3.中小企業カーボンニュートラル推進補助金の募集が始まりました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/carbon-neutral-r7.html>

4.中小企業販路拡大支援補助金の募集が始まりました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/hanro7.html>

5.くるみん認定取得奨励金のご案内について

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/kurumin7.html>

6.「専門家派遣事業」の受付を開始しました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

7.新たに相談窓口に事業承継が加わり、事業承継、税務、販路開拓、法律、労働の相談窓口の予約を受け付けています

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

8.デジタル化に特化した専門家が常駐していますので、お気軽にご相談ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

9.国、三重県、松阪市等の補助金や支援金ご紹介ページ、都度更新中！！

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/hojyokin.html>

1.店舗改装を応援します。改装に要する費用の一部を補助します

松阪市では、商業環境の充実と振興を目的として、店舗等の改装工事にかかる補助を市内業者で施工していただくことで、より地域経済の活性化へとつなげるための松阪市店舗魅力アップ事業の募集が始まりました。

・事業概要：

店舗等の改装費に要する費用の一部を補助

※ 改装費に補助するものであり、新築または増築は対象外

・対象者：

次の(1)～(3)の内容をすべて満たすもの

(1)市内に住民登録がある個人、または市内に本店支店若しくは営業所を有する法人

(2)関係する法令等に違反していないこと

(3)市税などの滞納がないこと

・対象業種：

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業

・対象地域：

松阪市内

・対象となる事業：

次の(1)～(5)の内容をすべて満たすもの

(1)店舗または、営業しようとする空き店舗等が市内にあること

(2)改修または改装が、市内に本店支店若しくは営業所を有する法人または市内に住所を有する個人の事業者により施工されること

(3)年度内に工事の完成、営業が行えること

(4)補助の対象となる工事費の総額が 20 万円以上となること

(5)他の補助金を併用して受けていないこと

・募集開始：

令和 7 年 4 月 1 日

※ 予算上限に達し次第終了

・補助上限額：

(1)創業者用 50 万円以内 補助率 1/2 以内

(2)一般用 20 万円以内 補助率 1/3 以内

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課

TEL：0598-53-4361 FAX：0598-22-0003

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpkaiso-hozyokin.html>

2.中小企業伴走型ハンズオン支援補助金の募集が始まりました

市内中小企業 1 社に寄り添い、新たなサービスの創出、サービス提供プロセスの改善、マーケティングから販売戦略の構築や販売促進まで、切れ目なくヒト、モノまた機会などを伴走支援し、企業経営力の向上をめざす補助金の募集が始まりました。

・申請要件：

製造業及びサービス業を主たる事業として営む事業所であり、松阪市内に本社若しくは事業所を有する中小企業者

・申請期間：

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日

・対象となる事業内容：

(1)製品に係る試作品等の開発の取組、サービスに係るマーケティング等の取組、優位性や差別化などの付加価値化をめざす取組

(2)自社の強みである製品・サービスに係る PR、販売促進等の取組

・対象経費：

報償費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、原材料費、消耗品費、燃料費、賃借料、負担金、委託費・外注加工費、特許等取得費等

・補助内容：

補助率：9/10 以内 上限：300 万円

・審査会：

令和 7 年 5 月 15 日に公開審査会(プレゼンテーション)を行い、1 事業者を選定します

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/7hazon.html>

3.中小企業カーボンニュートラル推進補助金の募集が始まりました

松阪市では、市内中小企業におけるカーボンニュートラルの取組促進を目的に、省エネ最適化診断、温室効果ガス排出量の把握・削減目標の設定、設備投資を含む省エネ対策の実施、自家消費発電装置等の導入に係る経費を支援します。

カーボンニュートラルは、今後の事業継続・発展における重要な経営課題となりつつありますので、本補助金を積極的にご活用ください。

・対象者：

以下についてすべて満たす方を対象とします。

(1)松阪市内に本社若しくは事業所を有する小規模事業者・中小企業者等※であること。(補助対象施設が松阪市内にあること)

(2)松阪市税の滞納がないこと。

(3)過去に本補助金の採択を受けていないこと。ただし、過去に本補助金を活用して省エネ診断のみを実施し、今年度に設備投資を行う場合はこの限りでない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外とします。

(4)暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可または届出を要する事業を行う者

(6)公序良俗に問題のある事業や公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う者

・申請期間：

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 30 日

・対象事業：

(7)省エネ最適化診断、省エネ対策検討、温暖化ガス排出量等算定に係る事業(診断・算定費、専門家の派遣に係る費用等)

(8)省エネ機器への更新および設備改良に係る事業(設計・設備・工事費等)ただし照明の LED 化は対象外とする

(9)自己消費発電装置等の設置に係る事業(設計・設備・工事費等)

※ (8).(9)については、機械装置、器具、建物付属設備を対象とする

※ (8).(9)については、処分費用は含まないこと

・補助限度額：

(7)は 25 万円(8)は 50 万円～200 万円、(9)は 100 万円

(7)～(9)は組み合わせて最大 200 万円まで可能

補助率：

補助率：1/2 以内

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/carbon-neutral-r7.html>

4.中小企業販路拡大支援補助金の募集が始まりました

中小企業の販路開拓の拡大を支援するため、展示会・商談会等への出展経費の一部を補助する補助金の募集が始まりました。

・補助対象者：

(1)製造業を主たる事業として営む事業所であること

(2)松阪市内に本社若しくは事業者を有すること

(3)中小企業者であること

(4)松阪市に税の滞納がないこと

(5)昨年度、同一枠で同補助金について採択されていないこと

・補助対象事業：

国内または海外で開催される展示会及び商談会等の出展に係る事業

・対象となる経費

旅費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、負担金、委託費・外注費

※ 販売を伴う催事・物産展等の出展に係る経費は対象外とします

・通常枠・連携枠

(通常枠)

市内中小企業者が、事業の目的に合致した事業を単独で実施する場合

(連携枠)

市内中小企業者が、事業の目的に合致し、かつ新たな付加価値を生み出す製品や技術を市内中小企業が連携・共創して、共同で実施する場合(外注・業務委託は対象外)

・補助限度額

(通常枠) 50 万円

(連携枠) 100 万円

・補助率：

1/2 以内

・申請期間：

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 30 日

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/hanro7.html>

5.くるみん認定取得奨励金のご案内について

この奨励金は、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む市内事業者を増やし、子育ての応援の機運を醸成することを目的とします。

・対象者：

次の(1)～(3)のすべて満たす事業者

- (1)松阪市に本社もしくは本社機能を有する事業者
- (2)厚生労働大臣から、くるみん認定を受けた事業者
- (3)松阪市の市税を滞納していない事業者

・締切日：

令和8年3月19日

※ 予算上限に達し次第終了

・奨励金額：

20万円

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/kurumin7.html>

6.「専門家派遣事業」の受付を開始しました

～事業者の皆さんのお困りごとの解決をサポートします～

松阪市では、市内の事業者の皆さんが抱えているお困りごとを解決するため、各分野の登録専門家を無料で派遣する専門家派遣事業の受付を開始しました。

例えば・・・

- (1)販路拡大のために新たなチラシを作成したいので専門家のアドバイスが欲しい
- (2)就業規則を見直しているので、専門家のアドバイスが欲しい 等

お困りごとを解決したい事業者の皆さんからのご相談をお待ちしております

・対象企業：

松阪市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者等(創業に係る場合にあつては、開業届を提出し、松阪市内に主たる事務所を設置した者)

・派遣回数：

最大4回／1テーマ（年間2テーマまで）

・派遣費用：

無料

詳細及び申込につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

登録専門家を確認したいときは下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-senmonka2.html>

7.新たに相談窓口に事業承継が加わり、各相談窓口の予約を受け付けています

松阪市産業支援センターでは、事業を運営して行くにあたり直面する様々な課題を解決するため、「事業承継」「税務」「販路開拓」「法律」「労働」の各相談窓口を行っています。

事業者の皆さんのご活用をお待ちしています。

・開催日：

事業承継相談	毎月第1水曜日
税務相談	毎月第1木曜日

販路開拓相談	毎月第3水曜日
法律相談	毎月第3木曜日
労働相談	毎月第4水曜日

※ 開催日が祝日の場合、窓口はお休みさせていただきます

・開始時刻：

13時30分からと15時00からの2回

・相談時間：

90分以内

・予約方法：

窓口開催日の1週間前までにご予約ください

・窓口会場：

カリヨンプラザ1階 支援センター相談室(松阪市日野町788)

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及び予約につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

8.デジタル化に特化した専門家が常駐していますので、お気軽にご相談ください

松阪市では、株式会社トラストリッジと連携協定を結び、デジタル担当者が松阪市産業支援センターに常駐しています。

「デジタル化」という言葉だけ聞くと「よくわからない」「何をするんだろう」と思われるかもしれませんが、実は、手作業で管理をしていたものをパソコンで管理をしたり、Web、SNSを活用して発信

することもデジタル化の一部です。

また、デジタルに関わらずマーケティング戦略のご相談も受け付けています。

業務効率化、業務の棚卸にもなりますので、皆さんからのご相談をお待ちいたしております。

・デジタル担当者の得意分野：

営業から、広告運用、Web ディレクター、コンテンツ制作、マーケティングと幅広い業務の経験あり。運用設計からマーケティングまで幅広く対応が可能

課題に対して複数部門や関係先とコミュニケーションを取りながら現状を把握し、全体最適、課題解決に向けて対応していくのを得意としています

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及びお困りごと相談箱への投稿は、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

9.都度更新中！！国、三重県、松阪市等の補助金や支援金のご紹介ページ

松阪市産業支援センターでは、補助金の募集開始情報を調査し下記ご紹介ページを都度更新しています。

皆さんのご活用をお待ちしております。

・国、三重県、松阪市等の補助金や支援金のご紹介ページ

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/hojyokin.html>

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします

発信元

松阪市産業文化部 商工政策課

松阪市産業支援センター

515-0084

松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 1 階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

E-mail san.shien@city.matsusaka.mie.jp
